

協議第 2 4 号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める。

- 1 両市が事務の共同処理を実施しているものについて、合併後の市の事務事業実施体制に合わせ、必要と判断されるものを継続する。
- 2 第三セクター及び公社については、合併後の市における事務事業に合わせて対応する。

平成 2 9 年 4 月 2 5 日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する
任意協議会 会長 加藤 憲一

【調整理由】

- ・事務を共同で処理している他団体との関係等に一定の配慮をしつつ、合併後の市の事務事業実施体制を基に、必要となる連携を継続することが適当であるため。
- ・第三セクター及び公社については、合併後の市で想定している事務事業推進体制との整合性を考慮し、継続等について判断を行うため。

(協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて) 別紙

機関等の共同設置

概要	障害支援区分認定審査会	
	障害支援区分の認定に当たり、当該認定を申請した障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定を行う障害者総合支援法に基づき設置する審査会（附属機関）を周辺自治体と共同で設置	
関係団体	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町	南足柄市・中井町・大井町・松田町 ・山北町・開成町
調整案	合併の前日をもって両審査会とも解散する方向で調整し、新たに8町との共同設置を検討する。	
課題等	枠組みの拡大のため、導入に当たって諸手続きが発生する。	

一部事務組合

概要	神奈川県市町村職員退職手当組合	
	神奈川県内の構成市町村並びに一部事務組合の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理	
関係団体	伊勢原市、海老名市、南足柄市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村ほか6 一部事務組合の計23団体	
調整案	神奈川県市町村職員退職手当組合から脱退し、合併後の市において退職手当等の支出事務を行う。	
課題等	南足柄市において、脱退に係る清算金が発生する。	

概要	足柄上衛生組合	
	南足柄市及び足柄上郡5町で一部事務組合を設置し、次の事務を共同処理 ・し尿処理施設の設置及び管理 ・休日急患診療所の設置及び管理、医療機関等の相互の連携の推進 ・介護認定審査事務	
関係団体	南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町	
調整案	し尿処理施設の設置及び管理は継続実施するが、休日急患診療所の設置及び管理、医療機関等の相互の連携の推進及び介護認定審査事務については、市単独での実施を想定しており、共同処理業務の変更に伴う規約変更に向けた調整を行う。	
課題等	関係団体との協議等が必要となる。	

第3セクター

概要	大雄山駅前開発株式会社	
	大雄山駅前ビルの管理運営等を行う。 ・空き部屋へテナントの誘致交渉 ・建物共用部分の修繕等や資金運用等の建物全般に関する管理運営 ・所有する土地に関する管理運営	
関係団体	南足柄市	
調整案	引き続き第3セクターとして大雄山駅前開発株式会社による管理運営を継続する。	
課題等	市内金融機関と平成48年3月まで損失補償契約をしている。	